

源顕房の詠歌

―集成と考証―

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 花上 和広

要 旨

源顕房は、土御門右大臣源師房二男、母は道長女尊子。右大臣従一位に至る。同母兄に左大臣俊房、同母妹に藤原師実室麗子がいる。娘賢子は師実の養女となり、その後、白河天皇の中宮となる。賢子は媼子内親王・善仁親王（堀河天皇）らを儲け、顕房は堀河天皇の外戚となる。

この時代は、天皇家と撰閥家は対立していることを前提に和歌事象が捉えられているが、天皇家や撰閥家などは互いに血縁関係があり、対立構造だけでなく融和的構造という方向からも理解を進めていく必要がある。

本稿は、顕房の詠んだ和歌二十三首について、歌の集成と考証作業を通して、歌人としての顕房の活動を論ずるための基礎資料を示し、白河朝から白河院政期における権門歌人としての顕房の和歌史上における位置について考察したものである。以下、知り得たことを整理し、権門歌人顕房のありようを示す。

まず、初期の代作の問題があげられる。顕房一五歳の歌合詠は侍従乳母の代作というが、同年に催された他の歌合においても、同じように代作しもらった可能性がある。また、郁芳門院根合では、その作者名表記に関して、顕房の代作の問題があげられる。顕房が歌合などのハレの場で歌を詠むことは権門歌人として果たされるべきことであった。若い時には代作をしてもいい、長じては代作をするということをした。

次に顕房は、若い時から晩年に至るまで歌合に深く関わってきた。特に承暦二年四月廿八日内裏歌合や寛治七年五月五日郁芳門院根合において判者を務めたことは、権門歌人として重要な仕事であった。

三つ目は顕房と経信の関係についてである。二人は中宮馨子内親王の中宮職の役職において、顕房は中宮大夫、経信は中宮権大夫という身分差のある関係であった。また『大納言経信集』には、馨子内親王が齋院退下後は師房第に住まい、そこで遊びが催された記事等より、経信と顕房の近い関係が見出される。顕房と経信は多方面でいろいろな関係が見出される。

最後に顕房詠が『後拾遺集』と『金葉集』にそれぞれ四首ずつとられていることは、彼が当代歌人として評価されたことの証ともなるが、それらの撰集を命じた白河院との特別な関係（顕房は院の舅で堀河天皇の外祖父）も影響しているであろう。

この時期の歌壇史における天皇家と撰閥家は、一般的に対立構造が指摘されている面もあるけれども、顕房の和歌活動を通してみると、顕房も撰閥家の一員であるが天皇家とも極めて融和的な関係が保たれてきた。権門歌人顕房の特徴がそうしたところにもあったといえよう。

キーワード：源顕房 権門歌人 白河院政期 天皇家 撰閥家

- 一. はじめに
 - 二. 顕房の詠歌
 - 三. 顕房詠の考証
 - 四. まとめ
- 付 顕房年表 (含、詠作年次推定歌)

一. はじめに

源顕房は、土御門右大臣源師房二男、母は道長女尊子。右大臣従一位に至る。六条右大臣と呼ばれた。同母兄に左大臣俊房、同母妹に藤原師実室麗子がいる。顕房女賢子は師実の養女となり、その後、白河天皇の中宮となる。賢子は敦文親王、媞子内親王(郁芳門院)、善仁親王(堀河天皇)らを儲け、顕房は堀河天皇の外戚となる。永保三(一〇八三)年正月、兄の俊房が左大臣になるとともに顕房も右大臣に昇進した。寛治八(一〇九四)年九月五日、五八歳で亡くなる⁽¹⁾。

顕房の生きた時代は、白河朝から白河院政期にあたり、天皇親政が強まっていく時代であった。

顕房に関する先行研究としては、次のものがあげられる。

- 上野理氏『後拾遺集前後』(昭和五十一年 笠間書院)
 奥田久輝氏「村上源氏の歌・右府顕房と北ノ方隆子―新古今集作者考―」(園田国文 第十七号 一九九六・三)

この時代の和歌文学に目を向けると、『後拾遺和歌集』が白河天皇の命により藤原通俊によって編纂された時期にあたる。上野氏は『後拾遺集』成立前後の和歌活動について、和歌史的視点より考察するなか、特

に撰閲家の和歌動向等を論ずる時に顕房に言及している。また、奥田氏は『新古今集』に収められた顕房の歌を中心に作者考を進めている。

この時代は、天皇家と撰閲家は対立していることを前提に和歌事象が捉えられている面⁽²⁾がある。確かにそういうところもあるが、天皇家や撰閲家また村上源氏などは、互いに血縁関係があり、対立構造一辺倒でなく、融和的構造という方向からも理解を進めて考えていく必要がある。

顕房の父師房が、頼通の猶子となって以来、師房は頼通の異母妹尊子(顕房母)を室とし、また娘麗子を師実室とするなど、撰閲家とも深い関係を持った。顕房もその流れをくみ、撰閲家の師実・師通の政治活動並びに和歌活動を支えた一人である。『今鏡』では「六条殿(顕房)は歌よみにぞおはしまして、判などし給ひき」などと記されている。

本稿は、顕房の詠んだ和歌一首一首について、歌の集成作業と詠まれた場や詠作年次また同時詠、交友関係等の考察を通して、歌人としての顕房の活動を論ずるための基礎資料を示し、白河朝から白河院政期における権門歌人としての顕房の和歌史上における位置について考察したものである⁽³⁾。

村上源氏の源顕房の和歌活動を細かに考察することを通して、彼が生涯どのように歌合等に関わってきたのか、ハレの歌とケの歌の様子どのような場でのような歌を詠じたか、また天皇家や撰閲家、そしてそれを取り巻く人たちとどうかかわってきたかについて検討すること、権門歌人の顕房のありようが見えてくると考える⁽⁴⁾。

二. 顕房の詠歌

顕房の詠んだ和歌で、勅撰集・私撰集・私家集・歌合等に収められた和歌をまとめると、次の表のようになる。その和歌が二つ以上の集に掲載されている場合、勅撰集を優先してあげた。

勅撰集	十四首 後拾遺集四首、金葉集 ^⑤ 四首、千載集一首、 新古今集一首、新勅撰集一首、統古今集一首、 新千載集一首、新後拾遺集一首、
私撰集	三首 統詞花集一首、万代集一首、秋風集一首、
私家集	一首 大納言経信集 ^⑥ 一首、
歌合	三首 永承六年春内裏歌合一首、 天喜四年四月卅日春秋歌合一首、 郁芳門院根合一首
歌学書	二首 和歌一字抄二首
合計	二十三首

以上、二十三首を見出すことができた。

それぞれの歌とその他出文献を示すと次の通りである。年次が定まっていなない歌は考証の上、年次を確定した。そして詠作年次の早いものから順にあげた⁽⁷⁾。なお、歌集名等の上に冠した番号は、詠作年次の順を示したものである。

- 勅撰集等に収められた顕房詠
- ①永承六年春内裏歌合 二 ナシ
②新千載集・夏 二三四 永承六年五月五日内裏根合 四、
栄花物語(根合) 五二四、万代集 六四一
- ③秋風集・秋下 三七一 ナシ
- ④天喜四年四月卅日春秋歌合 九 栄花物語(根合)
- ⑤新勅撰集・雑一 一一〇九 康資王母集 三三三
- ⑥統古今集・秋上 三二六 ナシ
- ⑦金葉集・賀 三三〇 ナシ
- ⑧後拾遺集・賀 四四〇 ナシ

- ⑨千載集・雑上 一〇三七 栄花物語 八一五
- ⑩後拾遺集・恋一 六六二 題林愚抄 六四四八
- ⑪後拾遺集・賀 四三六 大納言経信集 一八七
- ⑫新古今集・賀 七二四 ナシ
- ⑬大納言経信集 五二二 夫木抄・夏一 二四八三
- ⑭金葉集・冬 二八九 ナシ
- ⑮金葉集・雑下 六〇七 ナシ
- ⑯和歌一字抄・上 五四七 ナシ
- ⑰郁芳門院根合 一〇 金葉集初度本・夏 一九九、統詞
花集・夏 一三二、
- ⑱郁芳門院根合 一三 ナシ
- ⑲郁芳門院根合 一四 金葉集・賀 三〇六、和歌童蒙抄
九四六、袋草紙 四七〇
- ⑳郁芳門院根合 一八 新後拾遺集・恋二 一〇八五
- ㉑後拾遺集・恋二 六九八 ナシ
- ㉒万代集・春上 二〇六 夫木抄・春四 一一三一
- ㉓和歌一字抄・上 三九九 ナシ

三. 顕房詠の考証

顕房の詠んだ和歌について、年次の早いものから、歌の集成ならびに詠作の場や年次の特定、人物考証をしていく。

*

①『永承六年春内裏歌合(一四五)』に見える次の歌が、顕房の詠んだ歌で年次の最も早い歌である。

四番 春雨

左 左衛門佐藤原公房

円居して見れどもあかぬ春雨を心にふかく染めまさりぬる

右 左近衛少将 顕房

春雨に軒のしづくのつくづくと君が千歳を祈る今日かな

この『永承六年春内裏歌合』は廿卷本歌合の断簡で、現存するものは二葉であるためはっきりしたことはわからないが、『古今歌合卷第二目錄』に、歌題が六つ（鶯、桜、柳、春雨、歎冬、藤花）あることより、六番十二首の可能性が高い。①の歌に他出文献は見出せない。永承六（一〇五一）年の春、顕房一五歳の詠である。但し、後述する②の例より考慮すれば、この歌も十五歳の折の詠であるので代作された可能性も考えられる。

②『新千載集』（夏、一三四）に次の歌が見える。

永承六年殿上歌合に、時鳥 六条右大臣

うたたねは夢にやあるらむ時鳥おどろく程に又もきこえぬ

この歌は『永承六年五月五日内裏根合（一四六）』の歌で、他出文献として以下A～Dがあげられる。

A『永承六年五月五日内裏根合』十卷本

郭公

左

郭公ただ一声に過ぎぬればなほ待つ人になりぬべきかな

右勝

侍従乳母

うたたねの夢にやあらむ郭公おどろくほどにまたも聞こえず

B『永承六年五月五日内裏根合』廿卷本

二番 郭公

左 資仲

郭公ただ一声に過ぎぬればなほ待つ人になりぬべきかな

右勝 顕房

うたたねの夢にやあらむ郭公おどろくほどにまたも聞こえず

C『栄花物語』（根合）

永承六年五月五日殿上歌合

二番 左持

郭公

権左中弁藤資仲

郭公ただ一声に過ぎぬればまた待つ人になりぬべきかな

右

左近中将源顕房

うたたねの夢にやあるらん郭公またも聞かで過ぎぬなるかな

D『万代集』（夏、六四一）

永承六年殿上歌合に、郭公を

六条右大臣

うたたねのゆめにやあらむほととぎすおどろくほどにまたもきこ

えぬ

十卷本のみ作者名が「侍従乳母」となっているが、この点に関して萩谷朴氏（『平安朝歌合大成 増補新訂 二』一九九五年 同朋舎出版、一〇三八頁）は、

……十卷本は和歌の作者を記し、廿卷本は方人として和歌を提出した人を記したものであろうと考えられる。故に、隆資―惟綱、良暹―信房、侍従乳母―顕房、良暹―国成の如きは代作者と依頼者の関係にあるものと考えられ、……（傍線筆者）

とされる。萩谷氏のこの指摘を参考にすると、顕房はこの時、一五歳なので、年配である侍従乳母が顕房の代作をしたものと推測される。

*
③『秋風集』（秋下、三七二）に次の歌が見える。

四条のおほきさいの宮の内裏におはしましけるに、宮庭菊といふ
ことを
六条右のおほいまうち君

おく霜もころあるらし九重にのどかににほふしらぎくのはな

右の歌に他出はないが、同じ折に詠まれたと思われる歌が『後拾遺集』
（秋下・三五二）に、

後冷泉院御時、后の宮の御かたにて、人人翫宮庭菊てよみはべり
ける
大蔵卿長房

あさまだきやへさくきくのここのへにみゆるはしものおけばなりけり

と見える。また『範永集』（一八三）にも、

翫宮庭菊

皇后宮歌合、藏人良綱にかはりて

きみがみるまがきのきくのさかりにはくものうへびときてぞしめゆふ

と見える⁽⁸⁾。

枝松睦子氏は、次に示す『出羽弁集』九五番歌は『後拾遺集』三五二
番歌と同じ折の詠で、それは永承六（一〇五一）年九月九日だと述べて
いる⁽⁹⁾。

さい院の長官ながふさのきみの、うちの御前にて、きくのうた
をかしようみたりと御前にもほめさせたまひ、人人もいひしか
ば、いひやりし

いとさしもわれを思はぬきみなれどただ人しれずかなしとぞきく
（九五）

かへし、ながふさのきみ
いろふかくたのむこころのしるしにはことのはわきて人のとふらん
（九六）

氏はその根拠として『今鏡』（卷一・菊の宴）の永承六年条の、

九月九日、きくの宴させ給ひて、「菊開けて水の岸かうばし」と
いふ題、作らせ給ひけるとぞ聞き侍りし。

や『扶桑略記』永承六年九月の記事、

九月、白河院競馬五番。有重陽宴。題。菊開水岸香。

や『百鍊抄』永承六年九月九日条の、

九月九日。於冷泉院天皇詩宴。

などを挙げているが、『今鏡』や『扶桑略記』の記事にある歌題が「菊
開水岸香」となっているのと同じ折とは考えにくい。

ただ、『出羽弁集』九五・九六番歌と『後拾遺集』三五二番歌は詠まれ
た状況より考えると、同じ折の詠の可能性はあろう。『出羽弁集』は永
承六年の正月から秋までの記録である⁽¹⁰⁾ということより推すと、『秋

風集』三七一番歌は永承六年九月九日に詠まれたかと考えられる。頼房一五歳の詠となる。

* ④

『天喜四年四月卅日皇后宮寛子春秋歌合』(九・一〇)に次の歌が見える。

五番 左勝 子日

いづれをかわきてひかまし春ののになべて千年のまつのみどりを

右 雁

頼房朝臣 伊勢大輔

さよふけてたびのそらにてなくかりはおのがはかせやよさむなるらむ
まことに身に染む歌也。宇治殿⁽¹⁾をかしがらせ給ふ。されど
左、「夜二つ」と申す。

『皇后宮寛子春秋歌合』は後冷泉天皇皇后寛子が主催した歌合で、この頼房の歌は『栄花物語』(根合)にとられている。

左勝

子の日

頭中将

いづれをかわきて引かまし春日野のなべて千歳の松の緑を

右

雁

伊勢大輔

さ夜深く旅の空にて鳴く雁はおのが羽風や夜寒なるらん

そのほか『袋草紙』(下、四〇〇・四〇一)に、

五番

子の日 勝

頭中将頼房

いづれをかわきてひかましはるののになべてちとせの松のみどりを

雁

伊勢大輔

さよふかくたびのそらにてなくかりはおのがは風やよさむなるらむ

まことに身にしむ歌なり。殿・内大臣をかしがらせ給ふ。左より、「右歌夜ふたつ有り」とて、右負く。

と見える。「さよふけて」の伊勢大輔の歌は、『後拾遺集』(秋上、二七六)や上句に異同はあるが家集『伊勢大輔集』(I、七三)に見える。この歌合に頼房は、歌人であるとともに講師の介添え役の読師として参加した。頼房二〇歳の詠である。

* ⑤

『新勅撰集』(雑一、一一〇八・一一〇九)に次の歌が見える。

六条右大臣、小忌宰相にていで侍りにけるあしたにつかはしける

康資王母

をみ衣かへらぬものとおもはばや日かげのかづらけふはくるとも

返し

六条右大臣

かへりてぞくやしかりけるをみ衣その日かげのみわすれがたさに

右の歌は康資王母と右大臣頼房の贈答である。『康資王母集』(三三・三三三番歌にも見える。また『康資王母集』ではこの贈答に続いて「ふりけれど」(三三四)の歌がある。

右大殿の宰相中将と聞えしとき、五節いだしてまかり給ふに
をみごろもかへらぬものとおもはばやひかげのかづらけふかくると
も (三二二)

かへし、またの日

かへりてぞくやしかりけるをみ衣その日影のみ忘れがたくて (三三三)

同じ夜、ふりける雪の山にはつもらざりしかば

ふりけれど山のみに雪のつもらぬはひかげさしいでし名残なりけり
(三三四)

右の「ふりけれど」の歌は、『四条宮下野集』に筑前(康資王母) ¹²
と下野の贈答として次のように見える。

そのくれにまかでたるに、つとめてゆきのところどころふりた
るに、筑前

ふりけれどやまゐるに雪のつもらぬはひかげさしいでし名残なりけり
(二六二)

かへし

ひかげさすやまゐの雪のむらぎえはけふさへきたるすれるころもか
(二六三)

『新勅撰集』(雑一、一一〇八、一一〇九)の詠作年次については、『康
資王母集』に「右大殿の宰相中将と聞えしとき」とあり、顕房が宰相中
将であったのは、康平四(一〇六一)年二月から治暦三(一〇六七)年
二月までなので、その間の五節が行われた十一月ということになる。
清水彰氏は『下野集』の編年性より、ここは「治暦元年十一月二十一日
から二十四日にかけてのことかもしれない」¹³としている。それに従
えば、顕房二五歳の詠となる。

⑥ 『続古今集』(秋上、三二六)に次の歌がある。

*

馨子内親王家にて、七夕に人人歌よみ侍りけるに 六条右大臣
いかばかりうれしからましたなばたのまつよのかずのあふよなりせば

馨子内親王は後一条天皇第二皇女、母は道長女威子。後に後三条天皇
中宮となる。詞書に「馨子内親王家」とあることより、この歌は馨子が
中宮になる以前に詠まれた歌ということがわかる。馨子が中宮になった
のは、『中右記』大治五(一一三〇)年二月二十一日条に、

西院皇太后 今日以中宮皇子為皇太后皇后、大夫大納言顕房、権大夫参議大弁源経信

延久元年七月二日、立二品馨子内親王為中宮

とあることより、延久元(一〇六九)年七月二日である。よって、この
歌はそれ以前に詠まれたこととなる。

顕房と馨子内親王の関係については、馨子は顕房の父師房の時代から
関わりがあった。『栄花物語』(殿上の花見)に、

左衛門督(師房)と聞こゆるは、故中務宮(具平親王)の御子なり、
東宮権大夫かけたまへる、斎院(馨子内親王)の別当になりたまへる。
長官には藏人弁経長、帥中納言と聞ゆる道方の子なり。六条左大臣
殿の御子なり。

とあり、師房は斎院馨子内親王の別当であったことが知られる。馨子内
親王は、斎院退下後も師房と関わりがあった。『大納言経信集』(三八)
には、

前々齋院の、一条源大納言土御門右大臣也師房の御家におはしますとき、三月七日、さくらのさかりに、上達部、殿上人参てあそびしに、かはらけとりて
 にはのうへにふきまふかぜのなかりせはばちりつむはなをそらに見ましや

と見え、馨子内親王(前々齋院)は師房邸に身を寄せていたことがわかる。馨子内親王に関わる師房の役職は、顕房が受け継いでいったようである。経信と顕房の関係は、馨子内親王の中宮職において、顕房が中宮大夫をしている時、経信は中宮権大夫をしていた。いわば上司と部下という上下関係を有していたことになる。また、⑬では、経信は代作者として、顕房と贈答を交わしている。

次の資料は、馨子内親王の身分とそれに伴う顕房の役職を、『公卿補任』より抜き出し、表にしたものである。

延久元年 二年	馨子内親王 7・2中宮	顕房 7・3中宮大夫	経信 中宮権大夫
承保元年 二年	6・22皇后	6・20皇后宮職 皇后宮大夫	6・20為皇后宮 皇后宮権大夫
永保二年 三年		右大臣	皇后宮大夫
寛治七年	薨す		

延久元年に馨子内親王が中宮になった時、顕房はその七月三日に中宮大夫になっている。その後も承保元年に馨子内親王が皇后になった時、

顕房は皇后宮大夫になっている。顕房は右大臣になるまで、皇后宮大夫を勤めた。

このように馨子内親王とは、師房・顕房親子二代で関わっていた。

⑦『金葉集』(賀、三三九・三三〇)に次の歌がある。

前前中宮、はじめてうちへいらせ給ひけるに、雪ふりて侍りければ、六条右大臣のもとへつかはしける 宇治前太政大臣
 雪つもるとしのしるしにいとどしくちとせの松の花さくぞ見る
 かへし 六条右大臣
 つもるべし雪つもるべし君がよは松の花さくちたびみるまで

右の詞書の「前前中宮」とは白河天皇中宮賢子のこと、この贈答は賢子が東宮妃として入内した時、詠まれたものである。入内は、諸記録や『栄花物語』等によれば、延久三(一〇七一)年三月九日である。例えば、『扶桑略記』同日条には「左大臣藤原師実朝臣取」左兵衛督源顕房卿息女「為養子。令入皇太子宮」とある。

右の贈答は賢子の養父師実(宇治前太政大臣)^⑭と賢子の実父顕房(六条右大臣)とのやりとりで、賢子入内の喜びを交わしている。二人の関係が実態としてこのように確認できる重要な贈答歌といえる。顕房三五歳の詠である。

⑧『後拾遺集』(賀、四四〇)に次の歌がある。

故第一親王の五十日まゐらせけるに、関白前太政大臣さほることありてうちにもまゐりはべらざりければ、内大臣げらふに侍けるとき、いだきたてまつりて侍けるをみてよみ侍ける

右大臣

ちとせふるふたばのまつにかけてこそふちのわかえははるひさかえめ

「故第一親王」とは、承保元（一〇七四）年十二月二十六日誕生の敦文親王のことで、父白河天皇、母は中宮賢子である。「五十日」とは五十日目のお祝いのこと、この歌はその折に詠まれた歌である。敦文親王の「五十日」は承保二（一〇七五）年一月二十日に当たり、『水左記』承保二年正月二十日条には、

雨時々降、酉刻許参内、是皇子五十日也、有管絃遊、無和歌、

と見える。右の記事に「無和歌」とあることより、この歌は五十日の行事の中で詠まれたものではないだろうが、顕房は孫である敦文親王の「五十日」を祝うとともに、併せて一四歳の師通を寿いだのである。この歌は、詞書や歌の内容より、顕房が師実に贈ったものと思われる。顕房三九歳の詠。

*

⑨『千載集』（雑上、一〇三七）に次の歌が見える。

京極前太政大臣、ぬのびきのたきみ侍りける時、よみ侍りける

六条右大臣

水の色のただしら雲とみゆるかなたれさらしけんぬのびきのたき

右と同じ歌が『栄花物語』（巻第三十九 布引の滝）に見える。

そのころ、殿、布引の滝御覽じにおはします。道のほどいとをかしう、さまさまの狩装束などいふ方なし。業平がいひつづけたるやうにぞありけむかし。 関白殿（師実）

晒しけんかひもあるかな山姫のたづねてきつる布引の滝

（六一四）

皇后宮大夫顕房

水の色ただ白雪と見ゆるかな誰晒しけん布引の滝（六一五）

：

：

三位中将師通

水上の空に見ゆれば白雪の立つに紛へる布引の滝（六一八）

権中将雅実

たちかへり生田の森のいくたびも見るとも飽かじ布引の滝

（六一九）

：

：

年かはりぬれば、承保四年といふ。……

この布引の滝の歌については前稿¹⁵⁾ですでに触れたが、『栄花物語』本文では一連の布引の滝の歌のあと、「年かはりぬれば、承保四年といふ」とあり、これを信じれば、布引の滝の歌は、承保三年の詠となる。しかもつとも新しい注釈である『新編日本古典文学全集 栄花物語』（校注・山中裕 秋山虔 池田尚隆 福長進 小学館 一九九八年）は、その頭注で「師通と雅実の官名によれば、承保二年（一〇七五）正月十九日から十月三十日までの間のことか」とする。いずれにしても承保二年か承保三年の詠ということになるが、ここは歌を詠んだ人物の官職在任期間に重きを置いた『新編日本古典文学全集』の説に従う。顕房三九歳の詠となる。

⑩『後拾遺集』(恋一、六六一・六六二)に次の歌が見える。

*

関白前左大臣家に、人人、経年恋といふ心をよみはべりける

左大臣

われがみはとがへる鷹となりにけりとしはふれどもこゝろはわすれず

右大臣

としをへてはがへぬ山のしひしばやつれなき人の心なるらん

右の「関白前左大臣」とは師実のことで、師実邸で和歌会が開かれた折に、「左大臣」(源俊房)と「右大臣」(源頼房)兄弟が一緒に歌を詠んだというもの。『後拾遺集』の編者通俊は、村上源氏の兄弟の詠を並べ、一門の繁栄を寿いでいる。俊房の日記『水左記』承保二(一〇七五)年九月十三日条に、

晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花 経歳恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等数十輩所被会合、子刻許事了各退出

とあり、歌題は「月照菊花」「経歳恋」の二題で、「上達部殿上人等数十輩所被会」とあることより、上達部や殿上人が十数名参加したことがわかる。

同じ折に詠まれた歌としては、師実がその家集『京極大殿御集』(一一・一二) ⁽¹⁶⁾ で、

オナジ年九月十三夜、月照菊

クマモナキコヨヒノ月ニヲシナベテサカリトミユルシラグクノハナ

経年恋

年ヲフルオモヒナリケリスルガナルフジノタカネニタエヌケブリハ

と詠じた。また源経信も『大納言経信集』(一二二、二三三)で、

月照菊、大殿にて

つきかげに色もかはらぬ白菊は われありがほにほふなるかな

大殿にて、経年恋

あふことをいつともなくてあはれわが知らぬ命にとしをふるかな

と詠じた。承保二(一〇七五)年九月十三日、頼房三九歳、権大納言の折の詠である。

撰関家主催の和歌会において、俊房・頼房兄弟の詠が、このように『後拾遺集』に歌を並べて入集していることは注目される。

*

⑪『後拾遺集』(賀、四三六)に次の歌がある。

故第一親王うまれたまひて、うちつづき前斎院うまれさせたまひて、内裏よりうぶやしなひなどつかはして、人人うたよみはべりけるによめる 右大臣

これも又ちよのけしきのしるきかなおひそふまつふたばながらに

白河天皇中宮賢子は、第一皇子敦文親王を儲け、つづいて媞子内親王を儲ける。右の歌は媞子内親王の産養の折、詠まれた歌である。産養は誕生後、三日、五日、七日、九日の夜に行われる行事で、七日の産養が規模としては大きい。ここは七日の産養であろう。媞子内親王が産まれたのは承保三(一〇七六)年四月五日 ⁽¹⁷⁾ であるので、七日目の産養は

四月十一日に当たる。同じ折の歌として『大納言経信集』(一八六)の次の歌があげられる。

姫宮の七夜に、四月十日⁽¹⁸⁾なり

かみまつるうづきと聞けば君がためやをよるづよをいはひつるかな
(一八六)

これもまたちよのけしきのしるきかなおいそふ松の二葉ながらに
(一八七)

『大納言経信集』では「かみまつる」の歌と「これもまた」の歌がな
らんでおり、両歌とも経信詠のように見えるが、「これもまた」の歌の
頭注に「此六条右大臣哥也」とあり、「後拾」の集付も書かれている。「こ
れもまた」の顕房歌は、何らかの事情で混入されたか、もしくは詞書等
の記述が脱落したものかと思われる⁽¹⁹⁾。

詠作年次は承保三(一〇七六)年四月十一日、顕房四〇歳、権大納言
時の詠である。

*
⑫『新古今集』(賀、七二四)に次の歌が見える。

堀河院の大嘗会御禊、日ごろあめふりて、その日になりてそら
はれて侍りければ、紀伊典侍に申しける 六条右大臣
きみがよの千とせのかずもかくれなくもらぬ空の光にぞみる

堀河院の大嘗会御禊は、『本朝世紀』寛治元(一〇八七)年十月
二十二日条に、

晴、大嘗会御禊也、三條末、左右大臣、内大臣以下供奉、……

とあり、『中右記』同年同月同日条にも、

天晴、大嘗会御禊、三條末、

とあることより、寛治元年十月二十二日に行われたことがわかる。

顕房が詠み贈った「紀伊典侍」は、藤原師子と思われる。師子は宮内
卿藤原師仲女で、顕房男で太政大臣源雅実の室となり、権大納言顕通を
儲けた。承暦三(一〇七九)年七月に堀河天皇乳母となり、翌承暦四年
には典侍となる。諸記録等には『江記逸文集成』寛治四年十一月四日条
に「御乳母紀伊典侍」と見え、『中右記』寛治七年八月二十日条に「御
乳母紀伊典侍藤師子」などと見える。

紀伊典侍(師子)は内侍所の典侍であるので、大嘗会御禊にもその準
備をしてきたと考えられる。ずっと雨降りだったのがその日晴れたので、
同じく準備をしてきた右大将を兼ねている顕房も、天候の回復したうれ
しさと天皇への寿ぎを込めて歌を贈ったと推測される。右大臣顕房五一
歳の詠である。

*
⑬『大納言経信集』(五二・五三)に次の歌が見える。

四月祭のほど、朱雀の尼上ときこゆる人に、ながききぬをおこ
せ給とて

左大臣殿^{顕房}

かつらめのあゆにはあらずあまひとのかづくあみぎぬけふにあふひぞ
とありけるに、返してとありしに
かけてだにおもひやはせじあま人のかづくたまをあふひぐさとは

右の歌は、頼房と代作者としての経信の贈答歌である。他出としては『夫木抄』（夏部一、二四八三）に、

葵

経信卿家集

六条右大臣

かつらめのあゆにはあらずあまのかづくあまぎぬけふにあふひぞ
この歌は、四月祭のころ、すぎかのあまうへときこゆる人に、
ながききぬをつかはすとてよめると云云

と見える。

頼房は左大臣になっていないので、当該歌の作者名表記「左大臣頼房」は「右大臣頼房」の誤りである。詠作年次について人物の呼称から考えると、頼房が右大臣であったのは、永保三（一〇八三）年正月から寛治八（一〇九四）年九月までの間であるので、その期間のある年の四月と
いうことになる。

さて、『大納言経信集』（関根慶子校注、日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収 昭和三十九年 岩波書店）によると、その頭注・補注で「祭」は「寛治二年に当るらしく盛儀であった」とし、その証左として『栄花物語』（紫野）や『中右記』『後二條師通記』などの記事をあげる²⁰。その記事より、当該歌が寛治二年に詠まれたものと確定はできないが、その蓋然性は高いので、本稿ではこの時期と考える。

また、詞書の「朱雀の尼上」は、藤原伊房母の可能性があり、伊房は『大納言経信集』（一七〇）で「朱雀帥」の呼称で呼ばれており、その母ならば「朱雀の尼上」と呼ばれる可能性は十分ある。伊房母は経信室と姉妹であることから、経信との繋がりも確認できる。

*

⑭ 『金葉集』（冬、二八九）に次の歌がある。

雪の御幸におそくまあり侍りければ、しきりにおそきよしの御
つかひたまはりてつかうまつれる
六条右大臣

あさごとのかがみのかげにおもなれてゆき見にとしもいそがれぬかな

雪見の御幸の折の歌である。第四句の「ゆき見に」は「雪見に」と「行き見に」を掛けている。また「雪」は白髪を例えており、作者は自分の白髪（雪）に目慣れているので、雪見に行く気になれないと詠んでいる。頼房が四七歳で右大臣になった永保三（一〇八三）年以降、頼房も参加した白河上皇の雪見の御幸記録は、『中右記』寛治二（一〇八八）年正月八日条に、

暁院御幸白河辺、依御覽雪也、左・右大将・騎馬前駆、布衣、出衣、
則還御云々

と見える。「左・右大将」とは藤原師通と源頼房のことである。また『後二条師通記』寛治二（一〇八八）年十二月十一日の条に、

天晴、依雪、院御覽遊行坎、着冠装束直衣也、人々烏帽装束了、無
何事坎、八条程留了、右大臣被参了

と見える。「右大臣」は頼房である。

この時、頼房は五三歳、右大臣で右大将を兼任していた。頭髮も白く
なっていたと考えられる。当該歌はこのどちらかの折に詠まれた蓋然性
は高い。

⑮『金葉集』（雑下、六〇七）に次の歌が見える。

北方うせはべりてのち、天王寺にまゐりはべりけるみちにてよめる
六条右大臣

なにはえのあしのわかねのしげければこころもゆかぬふなでをぞする

詞書の「北方」は顕房室源隆子である。白河天皇中宮賢子の実母に当たる。右の歌は、隆子を弔うために顕房が天王寺に参る途中で詠んだものと思われる。隆子の没したことは『中右記』寛治三（一〇八九）年九月二十八日条に、

暁右府北方卒去云々、故治部卿隆俊卿女也、名隆子、年四十六云々、今上外祖母也、

と見える。

詠作年次は隆子が亡くなった寛治三年九月から顕房が亡くなる寛治八年（一〇九四）年九月の間である。顕房五三歳から五八歳の間の詠である。

*

⑯『和歌一字抄』（上、五四六～五四八）に次の歌がある。

処処

処処尋花

白河院御製

春くれば花の匂にさそはれていたらぬ里のなかりけるかな（五四六）

六条右大臣

よしの山谷がくれなる花ならでけふは尋ねぬ所あらじな（五四七）

匡房

桜さく四方の白雲一かたにあし毛の駒の宿も定めず（五四八）
以上同座

右の三首は歌題「処処尋花」で同じ折に詠まれたと考えられる。顕房は「よしの山」の歌を詠んだが、他出は見出せない。

一方、白河院の「春くれば」の歌は、『詞花集』（春 二七）に

処処花をたづぬといふことをよませたまひける
白河院御製

はるくればはなのこずゑにさそはれていたらぬさとのなかりつるかな

とあり、匡房の「桜さく」の歌は、『江帥集』（二六）に

鳥羽院にて、やまのさくらをたづぬ題を

桜さくよもの白雲ひとかたにあしげのこまもあともさだめず

と見える。

また、「処処尋花」題の歌は、他にも次のように見られる。

寛治七年三月十日、白河院、きた山の花御覧じにおはしましける日、処処尋花といへる心をよませたまうけるに
久我太政大臣

山ざくら方もさだめずたづぬれば花よりさきに散る心かな（新勅撰・春上、五五）

春上、五五）

春はただゆかれぬ里ぞなかりける花のこずゑをしるべにはして（新勅撰・春上、五六）

右衛門督基忠

勅撰・春上、五六）

寛治七年三月十日、白河院、北山の花御覽じにおはしましたりける日、処処尋花といへる心をよませ給うける

贈左大臣長実

尋ねつつけふ見ざりせば桜花ちりにけりとやよそにきかまし(新拾遺・春下、一六四)

寛治七年三月十日、しら川の院、北山の花御覽じ侍りけるに、

処処尋花といふことを

贈太政大臣つねざね

いづかたもあかぬところに桜ばなたづねぬ山のはるはなきかな(秋風集・春下、六八)

これらの歌はみな同じ折に詠まれたものと思われる。

右の白河院の御幸については、『中右記』寛治七年三月十日条に、

十日、太上皇為一條北辺花御覽有御幸、巳時許先御東北院、次御覽(令子山親王)齋院花、次鳥羽殿、入夜還御六條殿、右大臣以下公卿五六人扈從皆

以直衣、但中納言中将一人布衣、殿上人或布衣或衣冠、於六條殿小

寢殿西面披講和歌、題云、處々尋花、講師木工頭隆宗朝臣、読師源

大納言、雅、御製講師右大弁云々、(藤原通俊)

と見え、「右大臣以下公卿五六人扈從」とあることより、右大臣頭房も参加していたことが確認できる。

詠作年次は寛治七年三月十日、頭房五十六歳の詠となる。

*

⑰～⑳ 『郁芳門院根合』(一〇、一三、一四、一八)に次の歌がある。

三番 五月雨 左

右大弁通俊

もしほやくすまの浦人うちたえていとひやすらむ五月雨の空(九)

右 先説題并歌

小別当右大臣殿

⑰五月雨にかさとりやまはこえぬらし花色ごろもかへりもぞする(一〇)

四番 祝 左

先説題歌

宰相典侍右大臣殿

⑱住吉のまつひさしきひさしくと神にぞ祈る君がみよをば(一三)

右

小別当右大臣殿

⑲万代はまかせたるべしいはしみづながきながれを君によそへて(一四)

五番 恋 左

先説題歌

伊与守頭季

さりともと思ふばかりや我が恋のいのちをかくるたのみなるらむ(一七)

(一七)

右

小別当左兵衛督俊実

⑳思ひあまりさてもやしばしなぐさむとただなほざりにたのめやはせぬ(一八)

他出の歌は以下のようにA～Fまでである。

A 『金葉集初度本』(夏、一九九)

郁芳門院根合に五月雨の心を

六条右大臣

⑰さみだれにかさとりやまはこえゆかじはないろごろもかへりもぞする

B 『統詞花集』(夏、一三三)

郁芳門院の根合に、五月雨をよみ侍りける

六条右大臣

⑰五月雨にかさとり山はこえゆかじ花いろごろもかへりもぞする

C 『金葉集』(賀、三〇六)

郁芳門院の根合にいはひの心をよめる

六条右大臣

⑲万代はまかせたるべしいはしみづながれを君によそへて

D 和歌童蒙抄

恋

⑱思ひかねさてもやしはしなくさむとただなほざりにたのみやはせぬ (九四六)

郁芳門院根合、右方小別当詠実右大臣作也、……

E 袋草紙

右

右大臣

⑲おもひかねさてもやしはしなくさむとただなほざりにたのみやはせぬ (四七〇)

F 『新後拾遺集』(恋二、一〇八五)

郁芳門院根合に、恋の心を人にかはりてよみ侍りける

六条右大臣

⑳思ひかねさてもやしはしなくさむとただ猶ざりにたのめやはせぬ

⑰～⑳の歌の他出歌では、いずれも作者名が「六条右大臣(右大臣)」となっている。このことは顕房が代作をしたものかと考えられるが、郁芳門院根合の当該作者表記には問題があるので、顕房との関わりを軸に以下考察してみたい。

根合本文(『中右記』「大日本史料三の二所収『進献記録抄纂』」)によると、⑰～⑳の作者名表記は、

⑰小別当 右大臣殿

⑱宰相典侍 右大臣殿

⑲小別当 右大臣殿

⑳小別当 左兵衛督俊実

となっている。小字「右大臣殿」「左兵衛督俊実」をどのように解する

かが問題となる。小字「右大臣殿」等を出仕先と考えると、⑰⑲は「右大臣家に仕える小別当」となり、⑳は「俊実家の小別当」と解せられ、二人の小別当がこの根合で歌を詠んだということになる。当然、代作とは考えにくくなる。(「宰相典侍」も右大臣家に仕えたということになり、こちらも代作でなくなる)。小字「右大臣殿」等を代作者名だとすると、⑰⑲は右大臣殿(顕房)が小別当に、⑱は右大臣殿(顕房)が宰相典侍に代作したことになり、⑳は左兵衛督俊実が小別当に代作したということになる。

郁芳門院根合は、写本としては『廿卷本』のみ知られる歌合で、散逸しているけれども、当該箇所は小松茂美氏『古筆学大成』第二一卷²¹⁾にその写真が載っている。作者名表記の部分を見ると、次のようになっている。

⑰こ別たう

宰相忠将

⑱新宰相 右大臣

※「新宰相」の横に、「新宰相」の字より

ほんのちよつと小さな字で「宰相忠将」とある。「右大臣」は「新宰相」の下にはほほ同じ大きさの字で書かれていて、萩谷氏は脚注と言っている²²⁾。

⑲小へたう 右大臣

※「右大臣」表記状況は右と同じである。

小別当

⑳俊実

※「俊実」の横に小さな字で「小別当」とある。

ここでも「右大臣」を出仕先と考えると、⑮は「右大臣家に仕える新宰相」となり、⑯は「右大臣家に仕える小別当」となる。またそのように考えると⑰の「こ別たう」と⑱の「小へたう」は別の人物となる。代作者名と考えると、⑰は「こ別たう」の詠で、⑮⑱は頼房の代作となり、⑳は「俊実」が実作者となる。

ここで作者名表記の状況を、『中右記』・『廿卷本』・「入集している歌集」について、表にしてみると次のようになる。

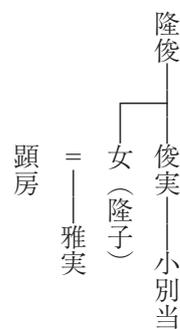
中右記	廿卷本断簡	各歌集
⑰小別当 <small>右大臣殿</small>	こ別たう	六条右大臣（統詞花集 一三三） 六条右大臣（金葉初度 一九九）
⑮宰相典侍 <small>右大臣殿</small>	宰相忠将 新宰相 右大臣	ナシ
⑱小別当 <small>右大臣殿</small>	小へたう 右大臣	六条右大臣（金葉 三〇六）
⑳小別当 <small>左兵衛督俊実</small>	俊実	六条右大臣（新後拾遺 一〇八五） 小別当詠 <small>美右大臣</small> （和歌童蒙抄） 右大臣（袋草紙）

この表より、⑱は『中右記』『廿卷本断簡』の記述がほぼ同じであり、小字「右大臣殿」や「右大臣」の表記は、実作者を表しているかと思われるが、他の⑰⑮⑳からははっきりしたことは見出せず、問題が残るところである。

しかし、『金葉集』をはじめとする各歌集に作者名表記が「六条右大臣」とあることを重く受け止め、⑰から⑳の歌は、頼房の代作と考えたい。各歌集が何を根拠としてこれらの歌の作者を頼房としたかはわからないが、当然しかるべき資料を基にして載せたのだと思われるからである。

なお、⑰⑱の「小別当」については、『郁芳門院根合』の女房方人の記述に「小別当左兵衛督俊実女」とあることより、俊実女ということがわかる。俊実は醍醐源氏の源俊実のことで、中納言隆俊男、権大納言に至る。『金

葉集』以下の勅撰集に三首入集する。『中右記』寛治七年二月十日条に「……女院別当、治部卿俊明卿、左兵衛督俊実卿……」と見えることより、郁芳門院の別当であったことがわかる。また『尊卑分脈』によれば、



とあることより、頼房とは義理の兄弟という関係になる。この血縁関係より、頼房が小別当の代作をしたと考えられる。

⑮の歌については、作者名が「宰相典侍右大臣殿」とあることより、小字「右大臣殿」を代作者名として捉え、頼房の代作と考えた。「宰相典侍」については、『郁芳門院根合』の女房方人に「宰相典侍隆宗朝臣女也」と見える。この「隆宗朝臣女」は藤原宗子であろう。藤原宗子は『中右記』寛治七年一月一日の条に「新典侍藤宗子」、同年十二月十五日の条に「典侍藤宗子隆宗朝臣姫」と見える。

⑳の歌については、郁芳門院根合の作者名表記が「小別当左兵衛督俊実」となつているので、これを信ずれば、小別当の父俊実が代作した歌ということになる。しかし、『和歌童蒙抄』に「右方小別当詠実右大臣作也」とあり、『袋草紙』にも「右大臣」とあるので、これにより頼房の代作と見なすものである。

⑰～⑳の歌は、頼房五七歳の詠となろう。

*

以下に示すのは、詠作年次未詳歌である。

⑳ 『後拾遺集』（恋二、六九八）

こころならぬことやはべりけん、かたらひけるをむなのもとに

まかりてまくらにかきつけ侍ける

右大臣

わがこころ心にもあらでつらからばよがれむとこのかたみともせよ

②『万代集』（春上、二〇六）

望山花といふことを

六条右大臣

きのふまでみどりに見えしさほやまのはるのかひにははなぞさきける

右の歌は他出として、『夫木抄』（春四、一一三二）に次のように見える。

望山花といふ事を

六条右大臣

きのふまでみどりにみえしさほ山の春のかひには花ぞ咲きける

③『和歌一字抄』（上、三九九）

菊満庭

六条右大臣・顕房

白菊の乱れてさける庭の面は月の光ぞいとどさやけき（三九九）

四. まとめ

以上、顕房の詠歌二十三首の集成と考証より、知り得たことを整理し、権門歌人顕房の活動の一端としてまとめとする。

まず、初期の代作の問題があげられる。①の歌合詠は顕房一五歳の詠であるが、侍従乳母に代作してもらった歌である。同年に催された②の歌合においても、詳しい資料はないが同じように代作してもらった可能性はある。また、顕房の晩年に行われた寛治七年五月五日郁芳門院根合においても、その作者名表記に関して、顕房の代作の問題があげられる。顕房が歌合や歌会などのハレの場で歌を詠むことは、権門歌人として果たされるべきことであった。若い時には代作してもらい、長じては代作をするということをした。

次に顕房は、若い時から晩年に至るまで、歌合に深く関わってきたことがあげられる⁽²³⁾。早くは永承六年春内裏歌合に作者として参加し、

天喜四年五月には頭中将顕房歌合を自身で主催した。また承暦二年四月廿八日内裏歌合には判者として、寛治七年五月五日郁芳門院根合には、代作者ならびに判者として参加している。

顕房の和歌二十三首について、歌合の歌・歌会の歌・贈答歌・その他（独詠歌等）に分けると、

歌合の歌 七首（①②④⑬⑱⑲⑳）

歌会の歌 八首（③⑥⑨⑩⑪⑬⑲⑳）

贈答歌⁽²⁴⁾ 五首（⑤⑦⑧⑫⑯）

その他 三首（⑭⑮⑳）

となる。顕房の和歌は、歌合や歌会といったハレの歌が多いと指摘できる。

顕房にとって歌合の判者をすることも重要な仕事であった⁽²⁵⁾。承暦二年四月廿八日内裏歌合において顕房は判者をした。その判詞における左方と右方の論難の応酬は、衆議判に近い面があると考えられている。白河院政期は歌論・歌学が発展する前の過渡期の時期であるが、こういう中、顕房の果たした役割についても、今後明らかにしていきたい。

三つ目は顕房と経信の関係についてである。中宮馨子内親王の中宮職の役職において、顕房は中宮大夫、経信は中宮権大夫という身分差のある関係であった。また『大納言経信集』には馨子内親王が齋院退下後、師房第に住まい、そこで遊びが催されたことなどが記されていることより、経信と顕房の近い関係が見出される。さらに顕房が判者を務めた承暦二年四月廿八日内裏歌合の判詞は残されているが、『袋草紙』にはその判詞とは全く違う判を経信が記している。この二つの判は、この時代の和歌批評のあり方を示していて注目される⁽²⁶⁾。

四つ目は勅撰集入集歌数状況について、頼房とほぼ同時代の人物で内大臣以上の公卿について示してみたのが、次の表である。

	勅撰集合計	後拾遺	金葉	詞花	千載	新古今	その他の勅撰集
頼通	16	1	1	1	1	1	11
頼宗	40	19	3	3	1	2	22
教通	1	0	0	0	0	0	1
信長	2	0	0	0	0	0	2
俊家	2	0	0	0	1	0	1
師実	16	1	0	1	3	1	10
師通	4	1	0	0	1	2	0
師房	9	2	1	0	1	1	4
俊房	4	1	0	0	1	1	1
頼房	14	4	4	0	1	1	4
忠実	7	0	0	0	0	2	5
雅実	5	0	1	0	1	1	2

右表によれば、勅撰集入集歌数の多い人物は、四〇首の頼宗、次いで一六首の頼通・師実、そして一四首の頼房と続く。その中で頼宗は別格であるが、頼房詠が『後拾遺集』や『金葉集』にそれぞれ四首ずつとられていることは注目していいだろう。また右表にはないが、頼房室隆子も『後拾遺集』以下の勅撰歌人で、入集歌六首のうち、『後拾遺集』に三首、『金葉集』に二首が入集されていることも注目される。これは頼房ならびにその室隆子が当代歌人として評価されたことの証ともなるが、『後拾遺集』や『金葉集』の撰集を命じた白河院との特別な関係、頼房が院の舅であり、堀河天皇の外祖父であるという、そうした関係も影響しているのかもしれない。

この時期の歌壇史における天皇家と撰閑家は、一般的に対立構造が指摘されている面⁽²⁷⁾もあるけれども、頼房の和歌活動を通してみると、

頼房も撰閑家の一員であるが天皇家とも極めて融和的な関係が保たれてきた。権門歌人頼房の特徴がそうしたところにもあった、といえるのではないだろうか。

付、頼房年表(含 詠作年次推定歌)

和暦	西暦	歳	月日	官位官職	詠作年次	関係歌合
長暦元	一〇三七	一		誕生		
永承三	一〇四八	一二	2・6	任侍従・元服		
永承四	一〇四九	一三	2月	右少将		
永承五	一〇五〇	一四	2・6	従五位上		
永承六	一〇五一	一五	11・3	正五位下(上東門院御給)		
			11・27	従四位下(馨子内親王御給)		
			1・7	従四位上(祐子内親王御給)		
			1・27	兼近江権介		
永承七	一〇五二	一六				
天喜元	一〇五三	一七				
天喜二		一八				
天喜三		一九	9・6	右権中将		
天喜四		二〇	1・11	補蔵人頭		
			2・3	兼近江介		
天喜五		二二		兼周防介		

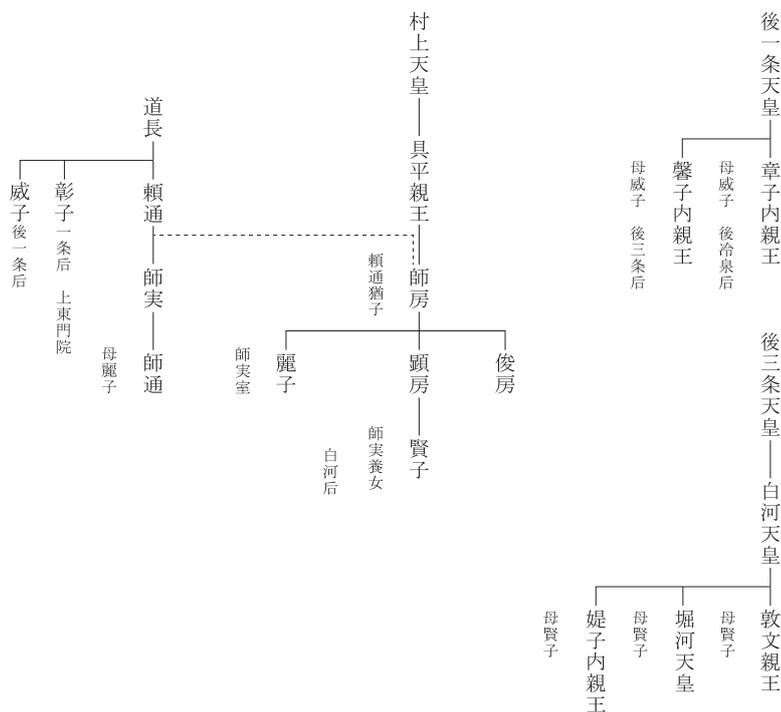
①永承六年春内裏歌合 二(卷)
 ②新千載集・夏 二三四(五月五日)
 ※永承六年五月五日内裏根合
 ③秋風集・秋下 三七一

④天喜四年四月卅日春秋歌合 九
 ※天喜四年五月頭中将頼房歌合(主催者頼房)

康平元	一〇五八	二二		承曆二	四二		※承曆二年四月廿八日内裏歌合(判者頭房)
康平二		二三					
康平三		二四	2・21 兼伊予權守	承曆三	四三		
康平四	一〇六一	二五	2・28 参議	承曆四	四四	8・22 兼右大将	
康平五	一〇六二	二六	7・16 従三位	永保元	四四		
			右中将	永保二	四五		
			正三位(父卿讓)	永保三	四六		
			従二位(父卿讓、石清水賀茂行幸賞)	應徳元	四七	1・26 任右大臣	(兄俊房左大臣、弟頭房右大臣となる)
康平六		二七		應徳二	四八		中宮賢子崩
康平七		二八		應徳三	四九		
治暦元	一〇六五	二九		寛治元	五〇	9・16	後拾遺集完成
					五一		⑫新古今集・賀 七二四 (十月二十二日)
治暦二		三〇		寛治二	五二		⑬経信集Ⅲ 五二
治暦三	一〇六七	三一	2・6 任權中納言、3・26 正二位	寛治三	五三		⑭金葉集・冬 二八九
治暦四		三二	12・29 兼右兵衛督、	寛治四	五四		⑮金葉集・雜下 六〇七
延久元	一〇六九	三三	1・26 転左兵衛督	寛治五	五五		
			⑥続古今集・秋上 三二六(七月以前)	寛治六	五六		
延久二		三四	7・3 兼中宮大夫(筆者注、同日馨子内親王、中宮となる)	寛治七	五七		
延久三		三五					⑯和歌一字抄・上 五四七 (三月十日)
延久四		三六	12・2 任權大納言				⑰郁芳門院根合 一〇 (五月五日)
延久五		三七		寛治七	五七		⑱郁芳門院根合 一三 (五月五日)
承保元	一〇七四	三八	6・20 為皇后宮職				⑲郁芳門院根合 一四 (五月五日)
承保二		三九					⑳郁芳門院根合 一八 (五月五日)
			⑧後拾遺集・賀 四四〇 (正月二十日)				※寛治七年五月五日郁芳門院根合(判者頭房)
			⑨千載集・雜上 一〇三七 (正月、十月)	嘉保元	五八	1・5 叙従一位	
			⑩後拾遺集・恋一 六六二 (九月十三日)				⑳後拾遺集・恋二 六九八
承保三	四〇					9・5 薨	㉑万代集・春上 二〇六
							㉒和歌一字抄・上 三九九
承暦元	一〇七七	四一	9月 後拾遺集撰進の勅、通俊に下る	十年次未詳歌			

注

(1) 頭房とその関係人物の系図を示すと、次の通りである。



(2) 上野理氏『後拾遺集前後』(昭和五十一年 笠間書院)。

(3) 筆者は、院政期における撰闋家の和歌活動について、藤原師実・師通父子ならびにその周辺の人物を中心に研究してきた。本稿はその一環として「源頭房の詠歌」について取り上げるものである。拙稿「藤原師実の詠歌—集成と考証—」(都留文科大学大学院紀要 第8集 二〇〇四年三月)、拙稿「『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧表」(小久保崇明編『日本語日本文学論集』笠間書院 二〇〇七年七月)、拙稿「藤原師通の和歌について」(総研大文化科学研究

第一四号 二〇一八年三月)。

(4) 以下、和歌を引用するにあたっては、特に断らない限り、勅撰集・私撰集・歌合は『新編国歌大観』に、私家集は『新編私家集大成』によったが、歌合は『平安朝歌合大成 増補新訂』によったものもある。散文等は小学館『新編日本古典文学全集』、史料や古記録は『国史大系』『大日本古記録』等によったが、引用に当たって漢字は通行の字体で統一した。

(5) 金葉集は二度本による。初度本等を引用した時はその旨をことわった。

(6) 『新編私家集大成』の『経信集Ⅲ』を使用するが、以下、一般的な呼称『大納言経信集』で呼称する。

(7) 詠作年次の早いものから掲出するならば、歌合など原出典をあげて、他出として勅撰集を記す方法もあるが、便宜上、勅撰集を優先した。但し、郁芳門院根合については、煩雑になるので、先に歌合本文をあげた。

(8) 萩谷氏は「一六三 天喜四年四月卅日皇后宮寛子歌合」の折の歌としている。(『平安朝歌合大成 新訂増補 一二』)

(9) 枝松睦子氏「出羽弁集の一考察—栄花物語統編作者問題に関連して—」(国文 第三十号 昭和四十四年三月)。

(10) 久保木哲夫氏「出羽弁集とその集」(『平安時代私家集の研究』所収 昭和六十年 笠間書院)。

(11) 『平安朝歌合大成 新訂増補 二』は「内殿」とするが、ここは和歌文学大系『王朝歌合集』(田島智子氏校注)の「宇治殿」による。

(12) 康資王母は父高階成順が筑前守をしていたことから、筑前とも呼ばれた。

(13) 清水彰氏『四条宮下野集全釈』(昭和五十年、笠間書院)。

(14) 『金葉集』三二九番歌の作者「宇治前太政大臣」について、従来は藤原頼通としたが久保木哲夫氏(『京極関白師実とその和歌活動』)「山岸徳平先生記念論文集 日本文学の視点と諸相」所収 平成三年五月 汲古書院)や岩波日本古典文学大系『金葉和歌集・詞花和歌集』(校注 川村晃生・柏木由夫氏)一九八九 岩波書店)は、藤原師実とする。それに従う。

(15) 注(1)参照。拙稿「藤原師通の和歌について」(総研大 文化科学

研究 第一四号 二〇一八年三月)。

- (16) 『京極大殿御集』一一番歌の詞書に「承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜二」とあり、詞書の内容を追うと一一、一三番歌こは承保三年九月十三日を思わせるが、承保二年九月十三日の詠であることは、すでにのべたところである。拙稿「『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧表」(小久保崇明編『日本語日本文学論集』笠間書院 二〇〇七年七月)。

- (17) 媞子内親王の誕生した日はいくつかの記述がある。『今鏡』(すべらぎの中第二)は「三年四月五日郁芳門院生まれさせ給ひて」とあり、『中右記』永長元年八月七日条には「承保三年四月五日庚寅生」とある。『女院記』は「承保三年四月六日誕生」とする。『後拾遺集』の現代注釈でも藤本一恵氏『後拾遺和歌集全釈』・川村晃生氏『和泉古典叢書 後拾遺和歌集』は「四月四日」とし、いさら会『後拾遺和歌集新釈』は「四月五日」とする。筆者は四月五日と考える。媞子の産まれた日は承保三年四月五日なので、そうすると七夜は十一日になるはずである。詞書の「十日」は「一」の字が脱落したのだろうか。あるいは『大納言経信集』では媞子内親王誕生を四月四日としているのであろうか。

- (18) 冷泉家時雨亭叢書『平安私家集 十二』に所収されている『大納言経信集』の解題参照。奥書に集成立の経緯が記されている。

- (19) 『采花物語』(紫野)

四月になりて、祭、院、齋宮など御覧ずべしとて、世の中の人心する中にも、齋宮の童べ小さき大きな、いとみじくうつくしきに、女房われもわれもと挑みて、えもいはずつくしたり。……殿をはじめたてまつりて、左右の大殿、内大臣殿、大納言たち、それより下はた残るなく仕うまつれり。……

『中右記』寛治二年四月廿一日条の、

賀茂祭、使頭雅、院御見物、

『後一条師通記』寛治二年四月廿一日条

雨降、已剋許天晴之、院御見物也、摂政殿・大臣以下騎馬也、無口取云々、直衣衣冠、有平張也、

- (20) 講談社 一九九二年刊。

- (21) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成増補新訂二』(一九九五年 同朋舎出版)

- (22) 頭房の関わった歌合は次のとおりである。

- (a) 永承六年春内裏歌合(一四五) 歌人「二番歌」 頭房一五歳
(b) 永承六年五月五日内裏根合(一四六) 歌人「一四、一八番歌」 頭房一五歳

- (c) 天喜四年四月卅日皇后宮春秋歌合(一六三) 読師・歌人「九番歌」 頭房二〇歳

- (d) 天喜四年五月頭中将頭房歌合(一六四) 主催者 頭房二〇歳

- (e) 承暦二年四月廿八日内裏歌合(二〇三) 判者 頭房四二歳

- (f) 寛治七年五月五日郁芳門院根合(二二三) 判者 頭房五七歳
頭房は一五歳から晩年まで歌合に関わってきたことがうかがえる。

- (23) 贈答歌は贈歌と返歌とが組み合わさったものをいうが、ここでは返歌はないが、相手に贈ることがしつかりと明示してある歌は贈答歌として扱った。

- (24) 安井重雄氏は、「歌合における判者と主催者」という口頭発表において、判者は、十一世紀ころ、権門の歌人や重代歌人が務めていることを指摘している。(和歌文学会関西西七月例会口頭発表、於…相愛大学 令和元年七月六日)

- (25) 歌論史的には経信が注目されてきたけれども、同時代評価としては、頭房が判者をしてにすることに意義が認められていたはずである。頭房と経信の判詞の相違の問題は、同時代的な評価を踏まえながら改めて考えるべきである。別稿を用意したい。

- (26) 注(1) 参照。

二〇一九年九月三〇日 受付

二〇一九年二月一〇日 採択決定

Minamotono Akifusa's Waka

—Collection and Investigation—

HANAUE Kazuhiro

Department of Regional Studies,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

Minamotono Akifusa was the second son of Tsuchimikado Udaijin, Minamotono Morofusa. He became an *udaijin* (the third adviser to the Emperor) and was called Rokujo-Udaijin, because he lived on the 6th Street of Kyoto.

He had an older brother Toshifusa who became a *sadaijin* (the second adviser to the Emperor), and a younger sister Reishi who married Morozane.

Morozane adopted Akifusa's daughter Kenshi, who became the Empress of Emperor Shirakawa. Empress Kenshi had three children, the imperial prince Atsufumi, the imperial princess Teishi, and the imperial prince Taruhito (Emperor Horikawa). Akifusa was a maternal relative of Emperor Horikawa. He was also a *kenmonkajin* (a poet from an influential family).

He lived from the Emperor Shirakawa period to the Emperor Shirakawa Insei period. At that time Emperor Shirakawa came to take the reins of government personally.

The purpose of this paper is to study his activity as a *kenmonkajin* and discuss his position as a poet in the Insei period, through examination of each of the 23 *waka* Akifusa wrote.

What I found noteworthy through the research may be summarized as follows.

1. It is important to examine Akifusa's ghostwriting in *Utaawase* (a poetry contest). He had Jijunomenoto (a court lady) compose a *waka* poem, when he was 15 years old. After he grew up, however, he came to compose *waka* for other people. As a *kenmonkajin*, he had the responsibility to compose *waka* poems on many occasions.
2. Akifusa and Minamotono Tsunenobu (an excellent poet and bureaucrat) worked together in various situations. At one time Akifusa was the boss and Tsunenobu was his subordinate at the Empress Kyoshinaishinno's house. After the Empress retired from the Saiin, she lived in Morofusa's house. Whenever they had a banquet, they composed and exchanged *waka* poems, according to *Dainagotsunenobu-shu* (Tsunenobu's personal *waka* anthology).
3. Of his 23 *waka* poems, four *waka* poems were included in the *Goshuiwakashu* (an imperial *waka* anthology) and another 4 *waka* poems were chosen to be in the *Kinyowakashu* (an imperial *waka* anthology). This is especially worth noting since there was no other instance where one poet had 8 *waka* poems chosen.
4. Some studies have claimed that the Imperial family and the *Sekkanke* (regent house) at this time were not on good terms with each other. His *waka* poems appear to have a deep relationship with the Imperial family, and he had a strong connection with the *Sekkanke* (regent house), exchanging *waka* poems. This indicates that he had a good relationship with both the Imperial family and the *Sekkanke* (regent house) as a *kenmonkajin*.

Key words: Minamotono Akifusa, *kenmonkajin*, the Insei period, the Imperial family, the *Sekkanke* (regent house)